

国海環第 17 号  
国海査第 125 号  
平成 24 年 7 月 5 日

運輸安全委員会事務局  
参事官 殿

国土交通省海事局  
安全環境政策課長

検査測度課長

ケミカルタンカー青鷹沈没事故に係る意見について(回答)

平成 24 年 6 月 29 日付運委参第 173 号にて意見のあった標記の件について、本年 6 月 29 日付で「貨物船等の安全確保について」(国海査第 112 号)を発出し、船舶所有者及び船舶運航者団体に対して、空気の管の管頭金物の保守整備を十分に行うよう指導したので通知するとともに、関係資料を別添の通り送付する。

国海査第 1 1 2 号  
平成 2 4 年 6 月 2 9 日

一般社団法人 日本船主協会  
理事長 あて  
日本内航海運組合総連合会  
理事長 あて

海事局 検査測度課長

### 貨物船等の安全確保について

平成 2 3 年 1 月 9 日新潟県佐渡市沢崎鼻南西方沖約 1 6 km において、ケミカルタンカー（青鷹 総トン数 4 9 9 トン）が沈没し、1 名が死亡し、1 名が行方不明になる事故が発生しました。運輸安全委員会によると、当該事故は、上甲板に設置された空气管からバラストタンクに海水が流入したことが原因であることが指摘されています。

特に、乾舷が小さく、膨張トランク上に波が打ち込む状態で航行する船舶は、上甲板及び膨張トランク上に波が打ち込み、海水が滞留して船体が傾斜し、上甲板上に設置された空气管からバラストタンクに海水が流入することがあることから、空气管の管頭金物の整備を十分に行う必要があります。

つきましては、貴会会員に対して、空气管の管頭金物の保守整備を十分に行うよう、周知をお願いいたします。

運委参第173号  
平成24年6月29日

国土交通大臣  
羽田 雄一郎 殿

運輸安全委員会  
委員長 後藤 昇弘

### ケミカルタンカー青鷹沈没事故に係る意見について

平成23年1月9日、新潟県佐渡市沢崎鼻南西方沖約16.0kmで発生したケミカルタンカー青鷹沈没事故について、当委員会においては、事故発生以来、鋭意調査を進めてきたところである。

今後、一層の事実調査及び解析を進め、更に原因関係者からの意見聴取を実施することとなるため、最終的に報告書を取りまとめるまでには、なお時間を要すると見込まれる。

しかしながら、同様の事象による事故の発生を防止する観点から、本事故の概要及び本事故調査の経過を報告し、公表するとともに、これまでに判明した事実を踏まえ、運輸安全委員会設置法第28条に基づき、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じられた場合は、その内容について通知方よろしくお取り計らい願いたい。

### 記

乾舷が小さく、膨張トランク上に波が打ち込む状態で航行する船舶は、上甲板及び膨張トランク上に波が打ち込み、海水が滞留して船体が傾斜し、上甲板上に設置された空気管からバラストタンクに海水が流入することがあることから、船舶所有者及び船舶運航者に対して空気管の管頭金物の整備を十分に行うよう指導すること。